



平成25年4月30日

各 位

上場会社名 南海辰村建設株式会社
代表者名 取締役社長 猪崎光一
(コード番号 1850 大証第2部)
取 締 役
問合せ先 常務執行役員 片岡健治
経営管理本部長
(TEL 06-6644-7802)

訴訟（控訴）の提起に関するお知らせ

当社は、平成25年2月27日付「訴訟の第一審判決に関するお知らせ」にてお知らせいたしました判決について、株式会社大覚（以下「大覚」という。）から同判決を不服として、控訴の提起を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 控訴の提起がなされた裁判所および年月日

- (1) 裁判所 大阪高等裁判所
(2) 年月日 平成25年3月11日 (控訴状受領日 平成25年4月30日)

2. 控訴を提起した者

- (1) 名 称 株式会社大覚
(2) 所在地 滋賀県大津市皇子が丘二丁目9番12号
(3) 代表者の氏名 代表取締役 山下 よし子

3. 経緯

当社は、大覚より受注した分譲マンション「大津京ステーションプレイス」の請負代金の残代金1,581百万円の支払を求めて、平成22年1月7日付で大阪地方裁判所に請負代金請求訴訟を提起いたしました。一方、大覚は、本物件には重大な瑕疵が存在するとして、当社に対し総額3,791百万円の損害賠償請求訴訟を提起しておりました。両訴は、裁判上の手続きにより一本化され併合審理されておりましたが、平成25年2月26日大阪地裁において第一審判決の言い渡しがありました。判決では、当社の大覚に対する請負代金の請求に関して、補修費用約10百万円等を除く大部分が認められた一方、大覚の請求は棄却されました。

本件は、被告である大覚がこの判決を不服として、大阪高等裁判所に対し、控訴を提起したものです。

4. 控訴の趣旨

- (1) 原判決を取り消す。
(2) 当社の請求を棄却する。
(3) 当社は、大覚に対し、3,459,357,272円及びこれに対する平成21年11月14日から支払済みまで年5分の割合により金員を支払え
(4) 訴訟費用は、第一、第二審とも、当社の負担とする。

5. 今後の見通し

当社といたしましては、大覚からの控訴に対して、引き続き第一審が維持されるよう法廷の場で適切に対応していく所存です。

なお、当該訴訟が当社の業績に与える影響は、現段階ではないものと判断しておりますが、今後開示すべき事項が発生した場合はすみやかにお知らせいたします。

以 上